

諮問番号：平成30年度諮問第32号

答申番号：平成30年度答申第30号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当であると主張しているものと解される。

(1) 社会関係や人とうまくコミュニケーションを取ることができないのに、主治医は診察時に本件児童と2～3分会話し、「困っていることはない」、「学校や部活が楽しい」等のやり取りのみで原処分が判断されたことは不当である。

(2) 特別支援学校に通学していた頃も、JRの乗降等を何度練習しても、きちんとできないなど、自ら正しい判断をして行動することはできない。

本件児童は「1人でちゃんとできる」、「困っていることはない」と答えるが、学校からは「内容が理解できていない」、「時間どおりに行動が取れない」、「周りの環境をすぐ理解して判断できない」と言われてきた。

(3) 平成30年4月からグループホームに入居し、A病院で就労しているが、施設職員とうまくコミュニケーションがとれず、必要なことも伝えられない。そのため、請求人は、毎日、メール、電話等により本件児童と連絡を取り、そのやり取りを経て施設職員の支援を受けている。部屋の片付けや洗濯、買い物も請求人が定期的に行って援助している。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は診断書によることとされており、一定程度の障害があることは認めるが、審査請求人の主張する事情はいずれも診断書に記載がないことから、処分庁の判定は適正なものとして判断している。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、対象児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、前記第2の1(1)に掲げる事情は、本件診断書は請求人から提出されたものであり、本件診断書の作成過程には処分庁の関与はなく、また、前記第2の1(2)に掲げる事情は、本件診断書に記載されている事項であって、原処分は、本件診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われていることから、原処分に違法又は不当な点はなく、請求人の主張は採用することができない。そして、前記第2の1(3)に掲げる事情については、本件診断書が作成された後の事情であるから、原処分の判定において取り上げることはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年11月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月20日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、本件診断書をみると、対象児童については、自閉症スペクトラム障害と診断されており、「不安」及び「強迫行為」の精神症状があつて、その状態は「聴覚過敏があり、隣人の生活音等に敏感に反応する。不安が強い。瀬粗いや入浴が非常に長時間となっている。」との記載がある。また、問題行動及び習癖については「不注意」があるとされ、その状態については「身辺処理を含む行動の一つ一つに声かけが必要。時間を見ながらそれに合わせて行動することができない。玄関のカギのかけ忘れ、ストーブの消し忘れなどがある。指示は声かけではなく書き出して視覚でわかるようにするか、スマホにLINEで送る必要がある」と記載されており、精神医学的総合判定は「中度」で、「自閉症スペクトラム障害のため日常生活全般に支障があり、高等支援学校に通っている。そのため、総合的には中等度の障害である。」とされている。

しかしながら、知的障害についてはIQは85の「軽度」であり、高次脳機能障害及び学習障害はなく、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーション」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「軽度」とされている。他方、日常生活能力の程度について

は、食事、洗面、排泄、衣服及び入浴の項目はいずれも「自立」と、危険物の項目は「特定の物、場所はわかる」と、睡眠の項目は「時々不眠」とされ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっており、これらの記載からは、特段の不適応な行動はうかがわれず、対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美